

答 申 第 69 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和 5 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 6 月 13 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「県が発表した「三重県土砂等の埋立等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）に基づく許可の適用除外の取扱いの誤りについて、該当業者から実施機関が受けた相談とそれを関係部署に伝えた照会文書及び回答文書並びに適用除外の扱いを巡った協議記録」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 6 月 27 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）は、農地の復元を目的とした埋め立て工事に関し、その当事者である事業者（以下「特定事業者」という。）及び関係事業者が実施機関へ来訪し、復元工事の進捗及び農地の利用状況を報告した際の、土砂条例の適用除外に関する打合せ記録である。

そして、本件対象公文書において、実施機関が非開示とした情報であって、審査請求人が開示を求めている情報（以下「本件非開示情報」という。）は、打合せに来訪した関係事業者名及び担当者の氏名である。

4 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張等を要約すると、概ね次のとおりである。

非開示とされた業者名は、いずれも残土を持ち込んでいる業者や特定事業者と関係が深い業者、特定事業者に対し支配力を有している者が想定される。土砂条例の適用除外を求めての条例違反行為であり、公益上公にすることが必要であると認められる。また、公にすることにより、競争上の地位や利益を害するものではない。

非開示とされた部分（業者名、団体名、苗字）の決定を取り消すとの裁決を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

今回の土砂条例の適用除外の問い合わせについては、実施機関が土砂条例を所管する部署ではないため、相談内容を所管部局に繋いでいるもので、条例違反行為を助長したものではないと考えている。

関係事業者の担当者氏名については、特定の個人を識別できる情報となるため、条例第7条第2号に該当する。

関係事業者名については、県の誤った判断で土砂条例の許可を取得していない事業者と一体の事業者として誤解され、取引の停止・減少・社会的地位を損ない、関係事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第7条第3号に該当すると考える。

当該復元工事における土砂等については、年2回、地元関係者の立会のもと実施機関等が現地確認を行い、その際に実施した土砂の検査では、これまで基準値を超える有害物質は検出されなかった。また、当該復元工事は、「三重県砂防指定地域等管理条例」第4条の許可を得ており、同許可で構造等を審査していることから、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止に必要な措置は講じられていると考えている。

さらに、当該工事における農地取得については、農地法第3条による許可を取得していることや砂防指定地内行為の許可等法令を遵守していることから、違法又は不当な事業活動であるとは考えていない。

現在、土砂条例の許可を取得していないのは、県が誤った判断をしたためであり、適用除外を不当に求めてきたものではない。

これらのことから、条例第7条第3号ただし書には該当しないと考える。

## 6 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の

権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）本文の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとした本件非開示情報は、農地の復元を目的とした埋め立て工事に関し、実施機関へ来訪し、打合せに立会った関係事業者の担当者氏名である。当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められる。

(4) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）ただし書口の該当性について

本号ただし書口は、個人識別情報であっても公益上公にすることが必要であると認められるものについては公開の対象となる旨規定している。この規定は、個人識別情報であっても、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるものがあるが、その場合には、公益性の確保と一方これを公開されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、なお公益性の確保の方が大とされたものを、条例第 7 条第 2 号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

審査請求人は、当該情報は、違法行為を行った事業者の関係者や、条例の適用除外について実施機関に確認しに来た際の同行者や、実際に残土を持ち込んでいる業者等の行為に関係する氏名であり、公益上公にすることが必要であるため、開示が妥当であると主張している。

当審査会において見分したところ、当該情報について、あくまで関係事業者の一担当者としての氏名であり、また、県の誤った判断で適用除外となった復元工事において、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境に、現実に被害が発生しているとは認められず、さらに、将来これらの法益も侵害される蓋然性が低いことから、当該情報を開示することによる個人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、当該情報は、ただし書口に該当しないと判断する。

以上から、本件非開示情報のうち、(3)において本号本文に該当すると判断された情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(6) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）本文の該当性について

実施機関が本決定において本号本文に該当するとした本件非開示情報は、農地の復元を目的とした埋め立て工事に関し、実施機関へ来訪し、打合せに立会った関係事業者名である。

実施機関によると、当該情報を開示することにより、県の誤った判断で土砂条例の許可を取得していない事業者と一体の事業者として誤解され、取引の停止・減少・社会的地位を損ない当該関係事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、非開示が妥当であると主張している。

しかしながら、結果として特定事業者が許可を取得せず工事を行ったという状況になったのは県の誤った判断が原因であり、当該許可の適用除外に関する打合せについて立会ったという事実が開示されたからといって、直ちに当該関係事業者が不正な行為をしたと推測される可能性は低い。

また、他の記述からも当該情報を開示することで、当該関係事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、本号本文には該当しない。したがって、本件非開示情報のうち、実施機関へ来訪し、打合せに立会った関係事業者名については開示とすることが妥当である。

(7) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 0 . 1 9	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 1 1 . 1 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 5 . 2 . 7	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 8 回第 1 部会)
R 5 . 3 . 1 4	・ 審議 (令和 4 年度第 9 回第 1 部会)
R 5 . 4 . 2 0	・ 審議 (令和 5 年度第 1 回第 1 部会)
R 5 . 5 . 1 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 2 回第 1 部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。